

1. 計画策定の経緯と目的

1-1. 計画策定の経緯

福島県南相馬市原町区大字泉に所在する泉官衙遺跡は、奈良・平安時代に存在した郡役所である郡家を構成する主要な施設が揃って把握され、その全貌を知ることのできる典型的な官衙遺跡として、平成22年2月22日に国史跡に指定され、同年8月25日には南相馬市が管理団体に指定された。

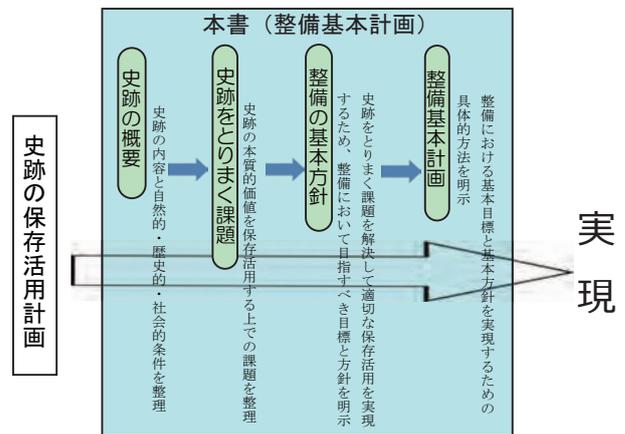
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、遺跡周辺だけでなく南相馬市全域で甚大な被害を被った。

その後、被災地域の復旧・復興が進捗したが、いまだ多くの市民が原発事故の影響で避難を余儀なくされ、地域住民の離散が地域のなかに暗い影を落としている。そうした中、本市では平成30年度に『泉官衙遺跡保存活用計画』を策定し、史跡を適切な状態で恒久的に保存するための措置を講じてその本質的価値を生かした整備活用を推進することに加え、地域に根差した文化財として、地域再生の心の拠り所となるように、史跡を復興のための地域資源として活用することを目指して、泉官衙遺跡の史跡整備に取り組むこととした。

1-2. 計画の目的と構成

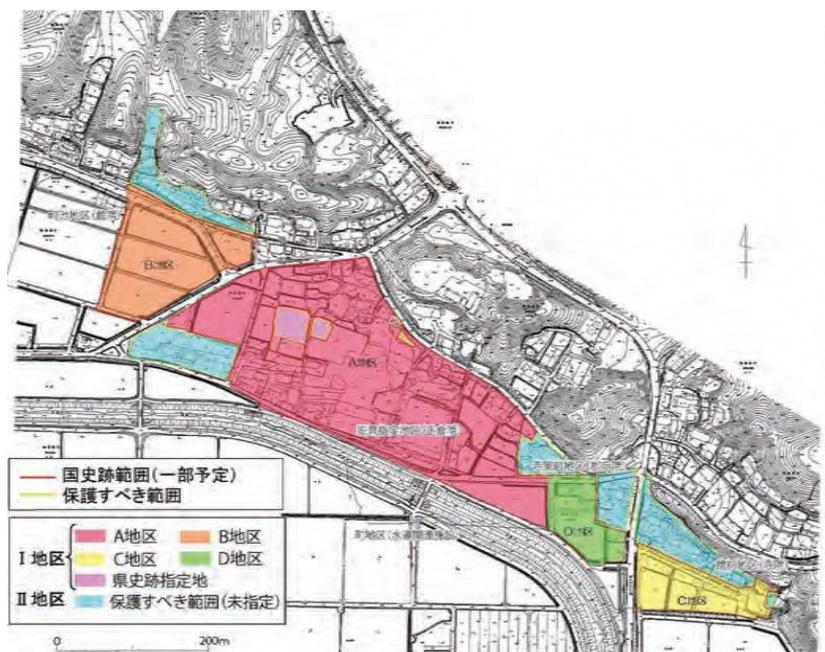
この整備基本計画は、上位計画となる保存活用計画に示した保存活用の基本方針を実現するための具体的な方法を示すものである(第1図)。そこで本書では、まず保存活用計画に則って史跡の本質的価値とその現状・課題を整理したうえで、史跡をとりまく課題を解決して史跡の適切な保存活用を実現するための具体的な方法として整備を位置づけ、その基本方針と計画を示すこととする。

なお、史跡の範囲は広大であり、また未調査の部分も多いことから、全域の整備には長期間を要する。このため、この整備基本計画では整備対象範囲を保存活用計画に示した「施策の実施計画に伴う地区区分」のA地区(第2図)とし、今後10年を一つのピリオドとして実施する「第I期整備」を計画する。この第I期整備について、公有化の状況や発掘調査の進捗等を踏まえ、今後5か年程度の期間で実施し供用を開始するまでを「前期



★保存活用計画に示された史跡の本質的価値と保存活用の基本方針を具現化

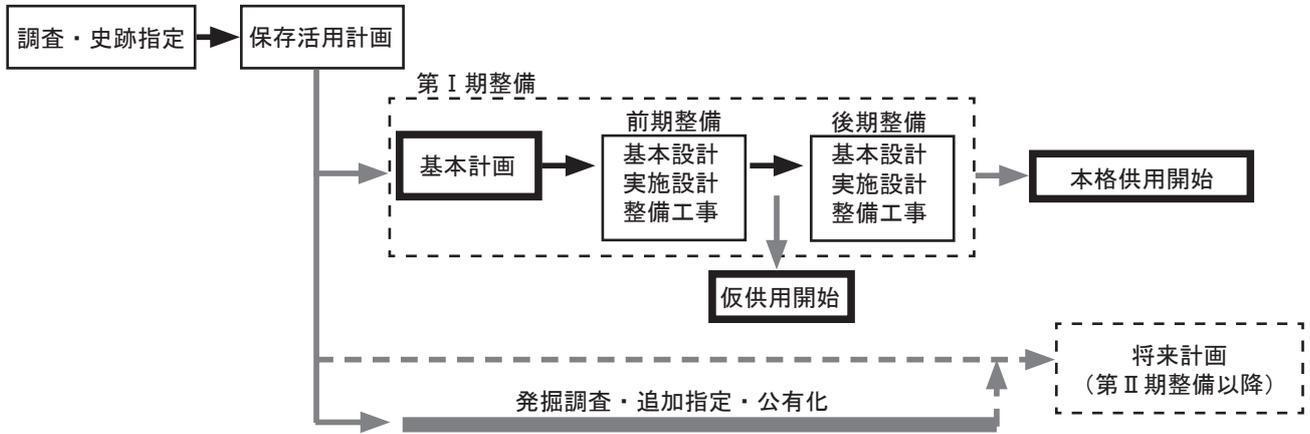
第1図 整備基本計画の構成概念図



第2図 「施策の実施計画に伴う地区区分」(保存活用計画より抜粋)

整備」として行う。一方、整備は長期間にわたること、整備手法に新たな視点も必要となると考えられることから、これに続く5か年での整備を「後期整備」とし、その実施においては前期整備の状況を踏まえて検討し、必要な事業評価等を受けるものとする（第3図）。

なお、将来の発掘調査によって新たに判明するであろう遺構の実態に応じて実施する整備を「第Ⅱ期整備」として想定し、その具体的な内容は改めて検討することとする。



第3図 本計画の位置付け

1-3. 委員会の設置

基本計画策定にあたり、泉官衙遺跡の本質的価値を正しく把握し、適切な保存と有効な活用のための整備を実施するために、歴史（考古学・古代史）・史跡整備・都市計画の専門家、及び地元関係者による南相馬市泉官衙遺跡保存整備指導委員会を設置し、会議を開催した（第1表）。

第1表 南相馬市泉官衙遺跡保存整備指導委員会 委員一覧

指名	分野	所属等
岡田 茂弘	考古学	国立歴史民俗博物館名誉教授 前福島県文化財保護審議会委員長
玉川 一郎	考古学	元福島県教育委員会文化財課長 福島県考古学会長
佐川 正敏	考古学	東北学院大学文学部歴史学科 教授
田中 哲雄	史跡整備	元東北芸術工科大学歴史遺産学科 教授
小林 敬一	都市計画	東北芸術工科大学基盤教育研究センター 教授
三上 喜孝	古代史	国立歴史民俗博物館 教授
佐藤 俊正	地元	泉行政区長
佐藤 忠俊	地元	泉行政区推薦
横山 元榮	地元	泉行政区推薦

1-4. 関連計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である南相馬市復興総合計画をはじめ、教育・都市計画・環境・歴史文化などにおける各計画との整合を図り、本計画の実現を通して、それらまちづくりにかかる基本施策へ寄与することを企図するものである。

(1) 復興総合計画

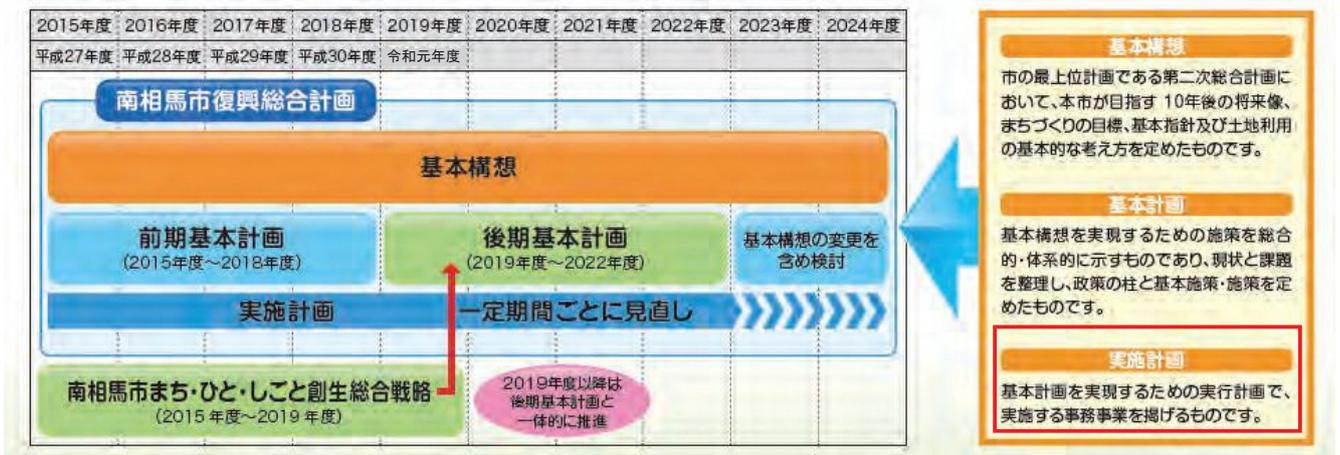
南相馬市では、平成20年度～29年度までを計画期間とする「南相馬市総合計画」に基づいてまちづくりに取り組んできたが、東日本大震災の影響によって市を取り巻く環境が大きく変

化したことから、従前の総合計画におけるまちづくりの指針である基本構想を見直すとともに、復興を着実に前進させる計画として「南相馬市復興総合計画」を、本市の最上位計画として策定した（計画期間…基本構想：平成27～令和6年度、基本計画：前期 平成27～平成30年度、後期 令和元年～令和4年度）（第4図）。本計画では、本市が目指す将来像「みんなでつくるかがやきと やすらぎのまち 南相馬 ～復興から発展へ～」を実現するため、基本構想で6つの基本指針を掲げており、このうち基本指針5「自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり」に本計画を位置づけ、施策を展開していくこととする。

(2) 南相馬市復興総合計画第5次実施計画

復興総合計画における後期基本計画に掲げる政策目標の実現に向けて、令和元年度から令和3年度の3か年を計画期間として、真に必要な事業を選別し、計画的かつ効率的・効果的な事業構築を図ることを目的に策定された。

泉官衙遺跡史跡公園整備事業は、その政策の柱3「産業・仕事づくり」に通年の観光施設の活用や文化遺産を含めた新たな観光ルートの開発を目指す基本施策9「観光交流」に位置付けられている。



第4図 復興総合計画と政策体系のイメージ

(3) 南相馬市教育振興基本計画

地域の歴史に学び、未来を考えるために歴史教育は不可欠である。また、地域のアイデンティティを醸成するうえでは、ふるさと教育の充実が重要となる。このため、地域の文化財を活用した教育の推進が、施策の展開のうえで不可欠である。

「南相馬市教育振興基本計画」は、教育基本法第17条第2項に基づき、南相馬市における「地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画」として策定するものであり、国の「第2期教育振興基本計画」、県の「第6次福島県総合教育計画」を踏襲するものとしている。南相馬市教育振興基本計画は、「南相馬市復興総合計画」を上位計画として整合性を図り、学校教育、生涯学習、文化及びスポーツ、幼児教育に関する総合的な計画として策定し、本市の教育行政の目指す方向性とその実現に向けた施策（取組み）を明確にしている。具体的な施策や事業については、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としている。本計画は

「南相馬市教育振興基本計画」中の基本施策3「地域文化の継承」に位置付けている。

(4) 南相馬市都市計画マスタープラン

本市では、上位計画である「南相馬市復興総合計画」に掲げる将来像の実現に向けた都市計画・都市づくりの方向性および今後の取り組みの考え方を明らかにする計画として、「南相馬市都市計画マスタープラン」が策定されている。

都市作りの理念として「住みなれたまちや産業を復興し、安全・安心な持続可能な都市づくり」をかかげ、それを元に、都市づくりにおける5つの基本目標と、将来都市像として「みんなで作るかがやきとやすらぎのまち」が挙げられている。

このうち、「観光資源を活かした都市づくり」では相馬野馬追や史跡等の活用、「魅力と賑わいあふれるコンパクトな都市づくり」では、街並み景観づくりや山・川・海の豊かな自然環境と調和した南相馬市の原風景と調和について記載されている。さらに、「災害に強い都市づくり」を実現するためには、過去の震災の事実からの学びも重要となる。

(5) 第2次南相馬市環境基本計画

本市では、震災で大きな被害を受けた自然環境・生活環境を再生・創造し、環境基本条例で定める3つの基本理念を具現化するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第2次南相馬市環境基本計画の策定している。そこでは、「環境目標6 自然環境とともに形成された文化の継承」、そのなかの主要施策として「環境施策6-1 歴史的文化的環境の保全」、「主要施策44 地域的歴史的文化的環境の保全」が挙げられている。それらの目標や施策との整合を図ることが必要である。

(6) 南相馬市歴史文化基本構想

南相馬市では、市内にある文化財を総合的に保存活用するためのマスタープランである南相馬市歴史文化基本構想を策定した。同構想では、多様な文化財の相互の歴史的・地域的な関連性を捉え、周辺環境も含めて総合的に保護・活用を行うための基本的な方針を定めている。

① 歴史文化基本構想の位置づけと他の文化財関連計画との関係

歴史文化基本構想は、市内の文化財をその周辺環境を含めて総合的に保存活用し、地域資源を題材とした、まちづくり、観光振興、学校・社会教育、市民活動等の施策を展開するための基本的な方針である。史跡等の保存活用計画は、この歴史文化基本構想の基本方針を踏まえ、その趣旨を具体的に実現するための計画として、史跡等の将来にわたる保存管理・活用・整備の方向性と方針を示すものである。さらに、保存活用計画の策定後には、同計画で定めた方針を実現するための具体的方法を明示したアクションプランとして、整備基本計画を策定することとなる。

② 南相馬市の歴史文化の特徴

広く市民の中に野馬追が息づきながら、あらゆる時代の歴史が自然と調和して、それぞれのまちの風景に溶け込んでいる。各地域の特色ある文化が体感できることに、南相馬市の歴史文化の特徴がある。

③ 南相馬市の関連文化財群と歴史文化保存区域

この構想では、地域に存在する文化財の歴史的・地理的関連性をとらえた、関連文化財群（ス

トリー)を設定することにより、文化財の価値を正しく理解してその価値を保存し、活用していくため枠組みとなるものである。

構想では市内の文化財から6つの関連文化財群を設定しており、そのなかで、主に史跡によって古墳時代から古代に至る歴史をとらえたテーマ2「古墳・官衙・製鉄・石仏がいざなう古代史のフィールド～南相馬のはじまりを伝える、古代行方の7つの史跡～」をテーマの一つに掲げている。泉官衙遺跡は、このテーマにおける中核と位置づけられる(第5図)。

また同構想では、特に文化財が集中している地域を周辺環境と一体的に区域として捉えることで、文化財の保存・活用の具体的な施策を展開する枠組みとして、8つの「歴史文化保存活用区域」を設定している(第6図)。泉官衙遺跡は、このうち「④新田川河口に登場した古代王権・古代国家の遺産を感じるゾーン」に位置し(第2表)、その拠点となる史跡である。

本計画は、この歴史文化基本構想に基づき、その趣旨を実現させるための具体的な計画として位置づけることとする。

2 古墳・官衙・製鉄・石仏がいざなう古代史のフィールド ～南相馬のはじまりを伝える、古代行方の7つの史跡～

【キーワード】

7つの国史跡、桜井古墳、真野古墳群、羽山横穴、泉官衙遺跡、大悲山の石仏(観音堂石仏、薬師堂石仏、阿弥陀堂石仏)、横大道製鉄遺跡、古墳からみた現代の地域につながる河川ごとの豪族支配、律令制による「行方郡」、南相馬市につながる地域のまとまりの確立、律令国家の重要な基幹事業「製鉄」、古代を学ぶフィールド

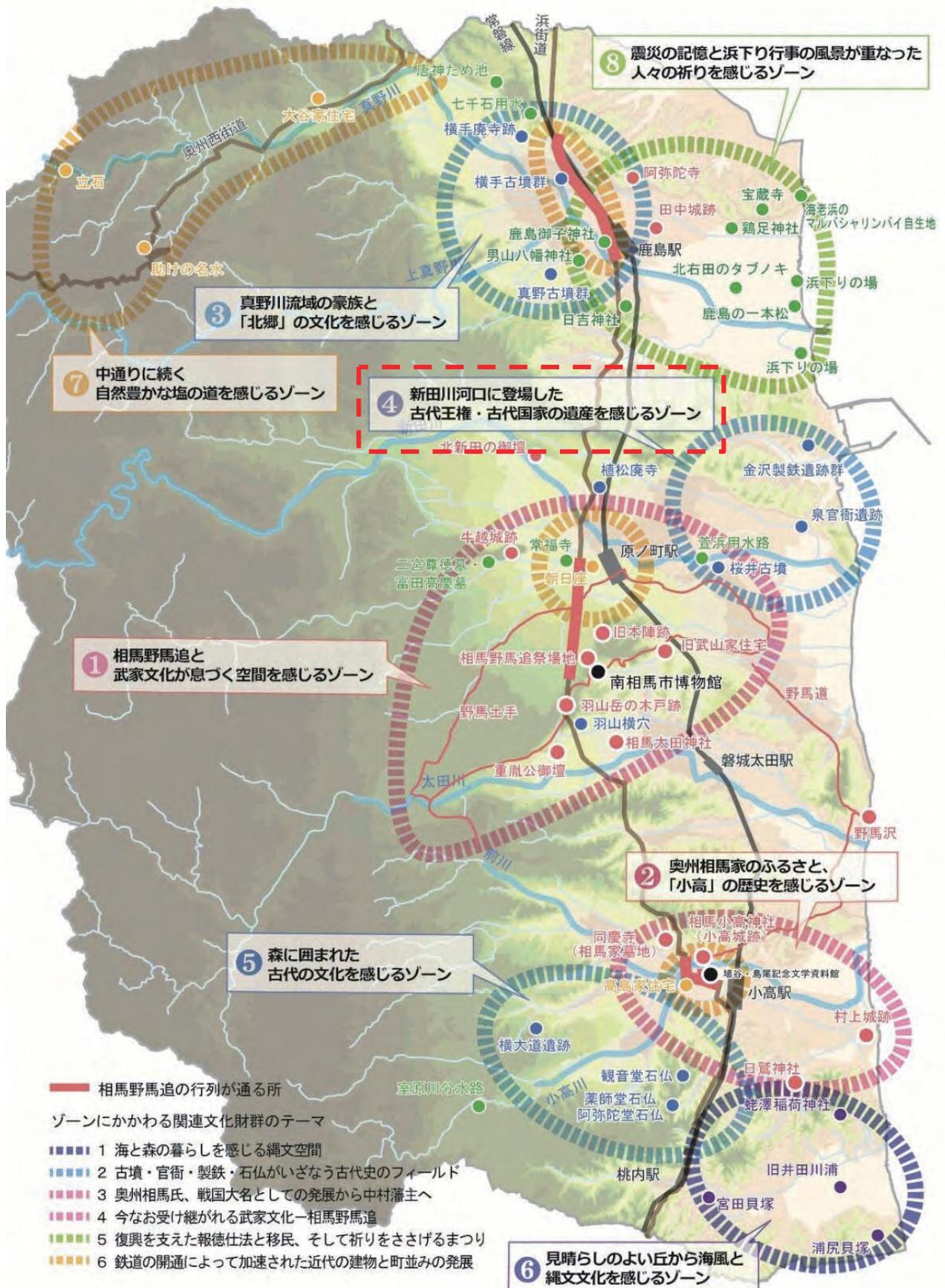


桜井古墳(原町区)

第5図 南相馬市歴史文化基本構想における関連文化財群
2 古墳・官衙・製鉄・石仏がいざなう古代史のフィールド

第2表 泉官衙遺跡が該当する歴史文化保存活用区域

④新田川河口に登場した古代王権・古代国家の遺産を感じるゾーン	
区域の設定	
【設定の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 国指定史跡桜井古墳・泉官衙遺跡のほか、東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館が近接して存在することから、古墳時代から古代への歴史の推移とその支配の特徴が史跡を通して表現されるゾーンとして設定した。
【区域の特徴】	<ul style="list-style-type: none"> 新田川を挟んで大和王権と古代国家の誕生を物語る桜井古墳・泉官衙遺跡が所在し、丘陵には当地方の特徴である奈良・平安時代の製鉄遺跡が数多く存在する。文化遺産と水田景観が調和した南相馬市の原風景を感じるができるゾーンである。
区域の保存活用方針	
<ul style="list-style-type: none"> 泉官衙遺跡の整備を推進してその歴史的価値を顕在化させるとともに、桜井古墳や東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館など既整備の文化財施設と連携した活用を行う。 泉官衙遺跡、桜井古墳を中心とし、県指定重要文化財泉の十一面観音、県指定天然記念物泉の一葉マツ・泉の酒井戸などを関連づけた市民とともに保存と活用の体制を構築していく。 地区に所在する史跡・文化財のほか、地域に残る伝説にちなんだ場所や、新田川河口域の田園風景など多様な価値を活かした歴史ある景観づくりを進める。 	



第6図 南相馬市歴史文化基本構想における歴史文化保存区域